

障害児童及び保育上特別な配慮を要する児童の入所に関する規程

特定非営利活動法人
ちがさき学童保育の会

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ちがさき学童保育の会児童クラブ運営規約（以下「児童クラブ運営規約」という。）第7条2項に定める障害児童及び保育上特別な配慮を要する児童（以下「発達支援児等」という。）の受け入れについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規定において、発達支援児等とは、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

- (1) 身体障害者手帳、又は療育手帳の交付を受けている児童
- (2) 医師、又は児童相談所等の公的機関意見書等で障害が認められた児童
- (3) 盲学校、ろう学校、養護学校、心身障害学級に通っている児童
- (4) 保護者の申し出等により心身に障害を有すると認められる児童
- (5) 保育上特別な配慮を要すると判断される児童

(対象児童)

第3条 児童クラブに入所することができる発達支援児等は、次の各号に定める児童とする。

- (1) 児童クラブへ自力での通所が可能な児童（保護者又は代理人による付添いは可とする。）
- (2) 児童クラブでの集団生活が可能又は適切であると認められる児童
- (3) 児童クラブの施設及び設備で受入れが可能な児童
- (4) 医療処置を必要としない児童
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める児童は入所することができない。
 - (1) 極度の多動性、突発的行動及び放浪癖のある児童
 - (2) 排泄に常時介護を要し、予告も不可能な児童
 - (3) 自他の安全を損なう行動のある児童
 - (4) 複雑な専門的処置を常時必要とする児童

(実施場所)

第4条 発達支援児等の受入れは、全児童クラブにおいて実施する。

(入所の申請)

第5条 第2条1号及び第2号に規定する発達支援児等が児童クラブへの入所の承認を受けようとするときは、児童クラブ運営規約第8条に定める書類のほかに発達支援児等を証する書類（写しでも可とする。）を添えて理事長に申請し、承認を受けなければならない。

(体験保育)

第6条 第2条に規定する発達支援児等が児童クラブへの入所の承認を受けようとするときは、当該児童クラブにて体験保育を行わなければならない。

(入所審査会)

第7条 入所審査会は、児童クラブ運営規約 第9条において定める。

(入所審査会の審査事項)

第8条 入所審査会は、次の各号に定める事項について審査する。

- (1) 第2条4号及び第5号に規定する発達支援児等に該当するか否かについて
- (2) 発達支援児等の入所及び退所の可否について
- (3) その他発達支援児等の保護育成上必要な事項について
- 2 前項の審査は、茅ヶ崎市児童クラブ入所申請書、児童調査票、児童クラブ入所に関する

る状況調査票、発達支援児等の保護者及び関係機関との面接等を参考に行う。

(入所の承認)

第9条 理事長は、入所審査会の意見等を総合的に判断し、発達支援児等の入所を承認する。

(入所の承認の取消し)

第10条 理事長は、保育の過程において、発達支援児等の指導を行うことが困難であると認めたときは、入所審査会の議を経て当該児童の児童クラブへの入所の承諾を取り消すことができる。

(保護者等との連絡)

第11条 職員等は、発達支援児等の健全な育成を促進するため、保護者及び学校と当該発達支援児等の状態について常に連絡を取り合い、より適切な指導に努めるものとする。

(職員の研修)

第12条 理事長は、必要に応じ、職員等に対し発達支援児等の受入れに必要な研修を行う。

2 発達支援児等を受入れた児童クラブの職員等は、発達支援児等保育の知識等の習得・向上に務める。

(準用)

第13条 この規定は、児童クラブ入所後に発達支援等を有することが判明した児童にも準用する。

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃については、理事会においてその過半数の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、2009年 3月 7日から施行する。

この規約は、2009年 4月 4日から施行する。

この規約は、2012年 3月 1日から施行する。

この規約は、2013年11月 1日から施行する。